

# 民間保育所

指導検査基準(令和6年4月1日適用)

指導検査基準中の「評価区分」

評価区分	指導形態	
C	文書指摘	福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合(軽微な違反の場合を除く。)は、原則として、「文書指摘」とする。ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。
B	口頭指導	福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。
A	助言指導	法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。

# 保育内容編

(凡例)以下の関係通知等を略称して次のように表記する。

番号	関係法令及び通知等	略称
1	昭和22年12月12日法律第164号「児童福祉法」	児童福祉法
2	平成26年9月24日八王子市条例第33号「八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」	市条例
3	平成29年4月1日「八王子市保育所設置認可等事務取扱要綱」	事務取扱要綱
4	平成29年3月31日厚生労働省告示第117号「保育所保育指針」	保育所保育指針
5	平成30年3月30日子保発0330第2号「保育所保育指針の適用に関しての留意事項について」	子保発0330第2号
6	平成12年4月25日児発第471号「児童福祉行政指導監査の実施について」	児発第471号通知
7	平成12年5月24日法律第82号「児童虐待の防止等に関する法律」	児童虐待の防止等に関する法律
8	令和2年2月14日子保発0214第1号「保育所等における利用乳幼児がいない時間帯の保育士配置の考え方について」	子保発0214第1号通知
9	令和3年3月19日子発0319第1号「保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて」	子発0319第1号通知
10	平成10年4月9日児発第302号「保育所分園の設置運営について」	児発第302号通知
11	平成17年6月17日法律第63号「食育基本法」	食育基本法
12	平成16年3月29日雇児保発第0329001号「保育所における食を通じた子どもの健全育成(いわゆる食育)に関する取組の推進について」	雇児保発第0329001号通知
13	令和2年3月31日子発0331第1号、障発0331第8号「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について」	子発0331第1号通知
14	令和3年4月1日子保発0401第2号「第4次食育推進基本計画」に基づく保育所における食育の推進について」	子保発0401第2号通知
15	令和2年3月31日子母発0331第1号「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について」	子母発0331第1号通知
16	平成27年3月31日厚生労働省告示第199号「食事による栄養摂取量の基準」	食事による栄養摂取量の基準
17	平成13年8月1日雇児総発第36号「児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について」	雇児総発第36号通知
18	平成9年3月31日社援施第65号「社会福祉施設における衛生管理について」	社援施第65号通知
19	昭和47年9月30日労働省令第32号「労働安全衛生規則」	労働安全衛生規則
20	昭和41年7月27日児発第470号「児童福祉施設等における赤痢対策の推進について」	児発第470号通知
21	昭和39年8月1日児発第669号「児童福祉施設等における衛生管理の強化について」	児発第669号通知
22	平成9年8月8日社援施第117号通知「社会福祉施設における衛生管理の自主点検の実施について」	平成9年社援施第117号通知
23	平成8年6月18日社援施第97号「社会福祉施設における食中毒事故発生防止の徹底について」	社援施第97号通知
24	平成8年8月8日児企第26号「腸管出血性大腸菌感染症の指定伝染病への指定等に伴う保育所等における対応について」	児企第26号通知

(凡例)以下の関係通知等を略称して次のように表記する。

番号	関係法令及び通知等	略称
25	平成19年3月30日八王子市規則第81号「八王子市健康増進法施行細則」	健康増進法施行細則
26	昭和22年12月24日法律第233号「食品衛生法」	食品衛生法
27	昭和28年8月31日政令第229号「食品衛生法施行令」	食品衛生法施行令
28	昭和23年7月13日厚生省令第23号「食品衛生法施行規則」	食品衛生法施行規則
29	令和2年8月5日薬生食監発0805第3号「食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取扱いについて」	薬生食監発0805第3号通知
30	平成20年3月7日雇児総発第0307001号「社会福祉施設等における食品の安全確保等について」	雇児総発第0307001号通知
31	平成8年7月25日社援施第117号「社会福祉施設における保存食の保存期間等について」	平成8年社援施第117号通知
32	平成10年2月18日児発第86号「保育所における調理業務の委託について」	児発第86号通知
33	平成22年6月1日雇児発0601第4号「保育所における食事の提供について」	雇児発0601第4号通知
34	平成19年4月1日「八王子市特定給食施設指導実施要綱」	市特定給食施設指導実施要綱
35	昭和33年4月10日法律第56号「学校保健安全法」	学校保健安全法
36	昭和33年6月10日政令第174号「学校保健安全法施行令」	学校保健安全法施行令
37	昭和33年6月13日文部省令第18号「学校保健安全法施行規則」	学校保健安全法施行規則
38	平成31年2月28日府子本第189号、30文科初第1616号、子発0228第2号、障発0228第2号「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」	子発0228第2号通知
39	平成31年2月28日府子本第190号、30文科初第1618号、子発0228第3号、障発0228第3号「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」	子発0228第3号通知
40	平成17年2月22日雇児発第0222001号「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」	雇児発第0222001号通知
41	平成16年1月20日雇児発第0120001号「児童福祉施設等における衛生管理等について」	雇児発第0120001号通知
42	昭和46年7月31日児発第418号「児童福祉施設における事故防止について」	児発第418号通知
43	令和4年6月13日府子本679号、4初幼教第9号、子少発0613第1号、子保発0613第1号「教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」	府子本第679号通知
44	令和5年12月14日こ成安第142号、5教参学第30号「教育・保育施設等における事故の報告等について」	こ成安第142号通知
45	平成13年6月15日雇児総発第402号「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」	雇児総発第402号通知
46	令和5年12月14日こ成安第143号、5教参学第31号「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」	重大事故の再発防止のための事後的な検証通知

## 目 次

1 保育の状況	
(1) 人権の尊重	1
(2) 全体的な計画の作成	2
(3) 指導計画の作成	2
(4) 指導計画の展開	3
(5) 保育内容等の自己評価	4
(6) 保育の体制	4
(7) 帳簿の整備	5
(8) 保護者との連携	6
(9) 小学校との連携	6
2 食事の提供の状況	
(1) 食育の計画	7
(2) 食事計画と献立業務	7
(3) 食事の提供	9
(4) 衛生管理	11
(5) 営業の届出(集団給食施設)	13
(6) 調理業務委託	13
(7) 調理について	14
3 健康・安全の状況	
(1) 保健計画	15
(2) 児童健康診断	15
(3) 健康状態の把握	15
(4) 虐待等への対応	16
(5) 疾病等への対応	16
(6) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故	17
(7) 児童の安全確保	19

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
<p>1 保育の状況</p> <p>(1) 人権の尊重 ア 人格を尊重した保育</p> <p>イ 虐待等の行為</p>	<p>保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うこととし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従うものとする。</p> <p>保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。このため、保育所の保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、次の目標を目指して行わなければならない。</p> <p>乳児保育では、身体的発達に関する視点「健やかに伸び伸びと育つ」、社会的発達に関する視点「身近な人と気持ちが通じ合う」及び精神的発達に関する視点「身近なものに関わり感性が育つ」を目指す。</p> <p>1歳以上児では、心身の健康に関する領域「健康」、人との関わりに関する領域「人間関係」、身近な環境との関わりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」及び感性と表現に関する領域「表現」を目指す。</p> <p>保育所は、入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たらなければならない。</p> <p>保育所における保育は、擁護及び教育を一体的に行うことをその特性とするものである。保育所における養護とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりであり、保育所における保育全体を通じて、擁護に関するねらい及び内容を踏まえた保育が展開されなければならない。</p> <p>保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。</p> <p>一人一人の子どもが、自分の気持ちを安心して表すことができ、周囲から主体として受け止められ、主体として育ち、自分を肯定する気持ちが育まれるようにすること。</p> <p>保育所の職員は、児童虐待その他児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>1 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。</p>	<p>1 保育の内容は適切か。</p> <p>1 養護の内容は適切か。</p> <p>1 子ども一人一人の人格を尊重した保育を行っているか。</p> <p>1 児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。</p>	<p>(1) 市条例第37条 (2) 保育所保育指針第1章、第2章 (3) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](3)</p> <p>(1) 市条例第37条 (2) 保育所保育指針第1章2 (3) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](3)</p> <p>(1) 市条例第5条第1項 (2) 保育所保育指針第1章1(5)ア、2(2)イ(ア)②③</p> <p>(1) 市条例第12条 (2) 児童虐待の防止等に関する法律第2条、第3条 (3) 保育所保育指針第1章1(5)ア</p>	<p>(1) 保育の内容が適切でない。 (2) 保育の内容が不十分である。</p> <p>(1) 養護の内容が適切でない。 (2) 養護の内容が不十分である。</p> <p>(1) 子ども一人一人の人格を尊重した保育を行っていない。 (2) 保育の内容が不十分である。</p> <p>(1) 心身に有害な影響を与える行為をしている。 (2) 一部不適切な行為がある。</p>	<p>C B</p> <p>C B</p> <p>C B</p> <p>C B</p>

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 全体的な計画の作成	<p>2 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。</p> <p>3 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による1、2又は4の行為と同様の行為の放置その他の施設職員としての養育又は業務を著しく怠ること。</p> <p>4 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p> <p>保育所は、保育所保育指針第1章1の(2)に示した保育の目標を達成するため、各保育所の保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、保育の内容が組織的・計画的に構成され、保育所の生活の全体を通して、総合的に展開されるよう、全体的な計画を作成しなければならない。</p> <p>全体的な計画は、子どもや家庭の状況、地域の実態、保育時間などを考慮し、子どもの育ちに関する長期的見通しをもって適切に作成されなければならない。</p> <p>全体的な計画は、保育所保育の全体像を包括的に示すものとし、これに基づく指導計画、保健計画、食育計画等を通じて、各保育所が創意工夫して保育できるよう、作成されなければならない。</p>	<p>1 全体的な計画を作成しているか。</p> <p>2 全体的な計画の内容は十分か。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第1章3(1)ア、イ、ウ</p> <p>(2) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](3)</p>	<p>(1) 全体的な計画を作成していない。</p> <p>(2) 全体的な計画の内容が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
(3) 指導計画の作成 ア 指導計画の構成	<p>保育所は、全体的な計画に基づき、具体的な保育が適切に展開されるよう、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画を作成しなければならない。</p>	<p>1 長期的な指導計画を作成しているか。</p> <p>2 短期的な指導計画を作成しているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第1章3(2)ア</p> <p>(1) 保育所保育指針第1章3(2)ア</p>	<p>(1) 長期的な指導計画を作成していない。</p> <p>(2) 指導計画の内容が不十分である。</p> <p>(1) 短期的な指導計画を作成していない。</p> <p>(2) 指導計画の内容が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>
イ 3歳未満児の個人別指導計画	<p>3歳未満児については、一人一人の子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成すること。</p>	<p>1 3歳未満児について、個別的な指導計画があるか。</p> <p>2 個別的な指導計画の内容は十分であるか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第1章3(2)イ(ア)、(イ)、(ウ)</p>	<p>(1) 3歳未満児について、個別的な指導計画がない。</p> <p>(1) 個別的な指導計画の内容が不十分である。</p>	<p>B</p> <p>B</p>



項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
ウ ねらい及び内容、環境構成	<p>指導計画においては、保育所の生活における子どもの発達過程を見通し、生活の連続性、季節の変化などを考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらい及び内容を設定すること。</p> <p>また、具体的なねらいが達成されるよう、子どもの生活する姿や発想を大切に適切な環境を構成し、子どもが主体的に活動できるようにする。</p>	<p>1 具体的なねらい及び内容が設定されているか。</p> <p>2 具体的なねらいが達成されるよう、適切な環境を設定しているか。</p>	(1) 保育所保育指針第1章3(2)ウ	<p>(1) 具体的なねらい及び内容が設定されていない。</p> <p>(2) 具体的なねらいが達成されるよう、適切な環境を設定していない。</p>	B B
エ 生活リズムの調和	<p>1日の生活リズムや在園時間が異なる子どもが共に過ごすことを踏まえ、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図るよう配慮すること。</p>	<p>1 生活リズムの調和を図るよう配慮しているか。</p>	(1) 保育所保育指針第1章3(2)エ	(1) 生活リズムの調和を図るよう配慮していない。	B
オ 休息等の状況	<p>子どもの発達過程に応じて、休息を取ることができるようにすること。</p> <p>午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる安全な睡眠環境を確保するとともに、在園時間が異なることや、睡眠時間は子どもの発達の状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。</p>	<p>1 午睡等の適切な休息をとっているか。</p> <p>2 休息のために適切な環境を確保しているか。</p>	(1) 市条例第5条第3項 (2) 保育所保育指針第1章2(2)ア(イ)④、イ(イ)④、3(2)オ	<p>(1) 午睡等の適切な休息を全くとっていない。</p> <p>(2) 休息のために適切な環境を確保していない。</p> <p>(3) 一律とならないよう配慮していない。</p>	C B B
カ 長時間にわたる保育	<p>長時間にわたる保育については、子どもの発達過程、生活のリズム及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置づけること。</p>	<p>1 長時間にわたる保育について、保育の内容等を指導計画への位置づけ、適切に対応しているか。</p>	(1) 保育所保育指針第1章3(2)カ	(1) 長時間にわたる保育について、指導計画への位置づけ、対応が不十分である。	B
キ 障害のある子どもの保育	<p>障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置づけること。また、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること。</p>	<p>1 障害のある子どもの保育について、発達過程や障害の状態を把握し、指導計画の中に位置づけ、適切に対応しているか。</p>	(1) 保育所保育指針第1章3(2)キ、第3章2(2)ウ、第4章2(2)イ	<p>(1) 障害のある子どもの保育について、指導計画への位置づけ、対応が不十分である。</p> <p>(2) 障害のある子どもの保育について、家庭や専門機関との連携が不十分である。</p>	B B
(4) 指導計画の展開	<p>1 指導計画に基づく保育の実施に当たっては、次の事項に留意しなければならない。</p> <p>(1) 施設長、保育士など全職員による適切な役割分担と協力体制を整えること。</p> <p>(2) 子どもが行う具体的な活動は、生活の中で様々に変化することに留意して、子どもが望ましい方向に向かって自ら活動を展開できるよう必要な援助を行うこと。</p>	<p>1 指導計画に基づく保育が十分であるか。</p>	(1) 保育所保育指針第1章3(3)ア、イ、ウ	<p>(1) 指導計画に基づく保育が不十分である。</p> <p>(2) 職員による役割分担と協力体制が不十分である。</p>	B B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>(3) 子どもの主体的な活動を促すためには、保育士等が多様な関わりを持つことが重要であることを踏まえ、子どもの情緒の安定や発達に必要な豊かな体験が得られるよう援助すること。</p> <p>2 保育士等は、子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化などに即して保育の過程を記録するとともに、これらを踏まえ、指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図ること。</p> <p>3 保育日誌は、保育の状況（全体的な計画・指導計画に基づく保育集団の状況）の記録であり、保育の実践を正確に把握し、保育士の反省の資料として次の保育の手がかりとする重要な記録簿である。</p>	<p>2 保育の過程を記録し、指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図っているか。</p> <p>1 保育日誌を作成しているか。 2 保育日誌の記録内容は十分か。 ・0・1歳児は個人別記録になっているか。</p>	<p>(1) 市条例第18条 (2) 保育所保育指針第1章3(3)エ、(5)イ</p> <p>(1) 市条例第18条 (2) 保育所保育指針第1章3(3)エ</p>	<p>(1) 保育の過程の記録、指導計画に基づく保育の内容の見直し、改善が不十分である。</p> <p>(1) 保育日誌を作成していない。 (2) 保育日誌の記録内容が不十分である。</p>	<p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>
(5) 保育内容等の評価	<p>1 保育士等は、保育の計画や記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない。</p> <p>2 保育所は、保育の質の向上を図るため、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、保育の内容等について自ら評価を行わなくてはならない。</p> <p>3 保育所は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表しなければならない。</p> <p>4 保育所は、評価の結果を踏まえ、常にその改善を図るよう努めなければならない。 保育の計画に基づく保育、保育の内容の評価及びこれに基づく改善という一連の取組により、保育の質の向上が図られるよう、全職員が共通理解をもって取り組むことに留意すること。</p>	<p>1 保育士等の自己評価を行い、専門性の向上や保育実践の改善を行っているか。</p> <p>1 保育所は、保育の内容等について、自ら評価を行っているか。</p> <p>1 保育所は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表しているか。</p> <p>1 評価の結果を踏まえ、保育の内容等の改善を図るよう努めているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第1章3(4)ア、(5)</p> <p>(1) 市条例第39条第1項 (2) 保育所保育指針第1章3(4)イ、(5)、第5章1(2)</p> <p>(1) 市条例第39条第2項</p> <p>(1) 市条例第39条第2項 (2) 保育所保育指針第1章3(4)イ、(5)、第5章第5章1(2)</p>	<p>(1) 保育士等の自己評価を行わず、専門性の向上や保育実践の改善を行っていない。</p> <p>(1) 保育所の自己評価を行っていない。</p> <p>(1) 結果を公表していない。</p> <p>(1) 評価結果を踏まえ、保育の内容等の改善を図るよう努めていない。</p>	<p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p>
(6) 保育の体制 ア 保育時間、開所時間及び開所日数	<p>保育所における保育時間は、原則として一日につき8時間とし、入所している乳幼児の保護者の労働時間、家庭の状況等を考慮し、保育所の長がこれを定める。 開所時間は、原則として11時間とすること。</p>	<p>1 保育時間、開所・閉所時間、開所日数が適切に設けられているか。</p>	<p>(1) 児童福祉法第39条 (2) 市条例第36条 (3) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](1)</p>	<p>(1) 施設の都合で保育時間を短縮している。</p> <p>(2) 保育時間を定めるに当たって保護者の労働時間等を考慮していない。</p> <p>(3) 11時間の開所時間を確保していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
イ 保育士の配置	<p>保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設であり、理由なく休所することは許されない。</p> <p>休所又は一部休所（保育所としては開所しているが、一部の児童を休ませている場合をいう。）の理由とは、</p> <p>(1) 感染症の疾患 (2) 非常災害の発生 (3) 「警戒宣言」の発令などである。</p> <p>実際の保育にあたり配置する保育士の数は、登園児童に対して、職員配置基準による必要保育士数と同様の方法により算出するが、算出した結果、必要保育士数が1名の場合であっても、常時2名を下回ってはならない。分園においても入所児童の安全を確保する観点から常時2名以上の保育士を配置すること。</p>	<p>1 保育士を適正に配置しているか。</p>	<p>(1) 市条例第35条 (2) 事務取扱要綱第2の4(1) (3) 児発第302号通知 (4) 子保発0214第1号通知</p>	<p>(4) 全部又は一部休所している。</p> <p>(5) 家庭保育を依頼している。</p> <p>(1) 保育士が配置されていない時間帯がある。 (2) 保育士一人のみの勤務時間帯がある。 (3) 保育士を複数配置していない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
	<p>市条例上の保育士定数は、子どもを長時間にわたって保育できる常勤の保育士をもって確保することが原則であり、望ましい。しかしながら、保育所本来の事業の円滑な運営を阻害せず、保育時間や保育児童数の変化に柔軟に対応すること等により入所児童の処遇水準の確保が図られる場合で、以下の条件の全てを満たす場合には、市条例上の定数の一部に短時間勤務（1日6時間未満又は月20日未満勤務）の保育士及びその他の常勤以外の保育士を充てても差し支えない。</p> <p>なお、この適用に当たっては組やグループ編成を適切に行うとともにこれを明確にしておくこと。</p> <p>(1) 常勤の保育士が各組や各グループに1名以上（市条例上の保育士定数が2名以上の場合は、2名以上）配置されていること。 (2) 常勤の保育士に代えて短時間勤務の保育士及びその他の常勤以外の保育士を充てる場合の勤務時間数が、常勤の保育士を充てる場合の勤務時間数を上回ること。</p>	<p>2 市条例上の定数の一部に短時間勤務（1日6時間未満または月20日未満勤務）の保育士及びその他の常勤以外の保育士を充てる場合に組やグループ編成が適切に行われているか。</p> <p>3 その他不適正な事項はないか。</p>	<p>(1) 事務取扱要綱第2の4(1)</p>	<p>(1) 常勤の保育士を各組や各グループに1名以上配置していない。 (2) 短時間勤務保育士及びその他の常勤以外の保育士の勤務時間数が、常勤の保育士を充てる場合の勤務時間数を下回っている。</p> <p>(1) その他不適正事項がある。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
(7) 帳簿の整備	<p>1 児童出欠簿は、入退所の状況又は各種報告の基礎になるものなので、全ての児童について毎日正確に記録しておく必要がある。また、常に保管場所を明らかにしておく必要がある。</p> <p>2 児童票には、個々の児童の状態を把握するものとして児童の保育経過記録と、児童の保育上必要な最低限の家庭の状況等の参考記録が必要である。</p>	<p>1 児童出欠簿を作成しているか。 2 児童出欠簿の記録内容は十分か。</p> <p>1 児童票を作成しているか。 2 児童票の記録内容は十分か。</p>	<p>(1) 市条例第18条</p> <p>(1) 市条例第18条 (2) 保育所保育指針第1章3(3)エ</p>	<p>(1) 児童出欠簿を作成していない。 (2) 児童出欠簿の記録内容が不十分である。</p> <p>(1) 児童票を作成していない。 (2) 児童票の記録内容が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(8) 保護者との連携	<p>常に子どもの保護者と密接な連絡をとるとともに、保育の内容等につき、保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。</p> <p>日常の保育に関連した様々な機会を活用し子どもの日々の様子の伝達や収集、保育所保育の意図の説明などを通じて、保護者との相互理解を図るよう努めること。なお、3歳未満児については、連絡帳を備えること。</p> <p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園だよりの発行</li> <li>・保護者との懇談会 等</li> </ul>	1 保護者との連携は十分か。	(1) 市条例第38条 (2) 保育所保育指針第1章2(2)ア(イ)、第2章1(3)、4(3)、第3章1(1)、(3)、第4章2(1)ア (3) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](3)	(1) 保護者との連絡体制ができていない。 (2) 保護者との連絡が不十分である。 (3) 緊急時の連絡先の把握が不十分である。	C B B
(9) 小学校との連携	<p>1 保育所においては、保育所保育が、小学校以降の生活や学習の基礎の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通じて、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること。</p> <p>2 保育所保育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」を共有するなど連携を図り、保育所保育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めること。</p> <p>3 就学に際しては、区市町村の支援の下に、子どもの育ちを支えるための資料（保育所児童保育要録）が保育所から小学校へ送付されるようにすることに留意しなければならない。</p> <p>なお、作成した保育所児童保育要録の原本等について、その子供が小学校を卒業するまでの間保存することが望ましい。</p>	1 保育の記録や自己評価に基づいて資料が作成されているか。	(1) 保育所保育指針第2章4(2)ア	(1) 資料の作成が不十分である。	B
		1 保育所保育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めているか。	(1) 保育所保育指針第2章4(2)イ	(1) 保育所保育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めているか。	B
		2 子どもの就学に際し、保育所児童保育要録を保育所から小学校へ送付しており、原本を保育所に保存しているか。	(1) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](3)イ (2) 子保発0330第2号 (3) 保育所保育指針第2章4(2)ウ	(1) 保育所児童保育要録が保育所から小学校に送付されていない。	B
2 食事の提供の状況	<p>&lt;保育所の特性を生かした食育&gt;</p> <p>子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。</p> <p>保育所における食育は、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標としており、子どもが生活と遊びの中で、意欲をもって食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う子どもに成長していくことを期待するものである。</p>		(1) 市条例第15条 (2) 食育基本法 (3) 保育所保育指針第3章2 (4) 雇児保発第0329001号通知 (5) 子発0331第1号通知		

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(1) 食育の計画	<p>〈食育の環境の整備等〉  日々提供される食事について、食事内容や食事環境に十分配慮すること。また、子どもや保護者等に対する献立の提示等食に関する情報の提供や、食事づくり等食に関する体験の機会の提供を行うとともに、将来を見据えた食を通じた自立支援につながる「食育」の実践に努めること。  子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や食の循環・環境への意識、調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりや、調理室など食に関わる保育環境に配慮すること。  ゆとりある時間と、採光や安全性の高い食事の空間を確保し、温かい雰囲気になるよう配慮すること。テーブル、椅子、食器や食具の材質や形などは子どもの発達に応じて選択し、食べる場に温かみを感じることができるよう配慮すること。  保護者や地域の多様な関係者との連携及び協働の下で、食に関する取組が進められること。また、地域の関係機関等との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めること。</p> <p>乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育の計画を全体的な計画に基づき作成し、その評価及び改善に努めること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。  作成に当たっては、柔軟で発展的なものとなるように留意することが重要である。同時に、各年齢を通して一貫性のあるものとする必要がある。  食育の計画を踏まえて実践が適切に進められているかどうかを把握し、次の食育の資料とするため、その経過や結果を記録し、自己の食育実践を評価し、改善するように努めることが必要である。</p>	<p>1 食事の提供を含む食育の計画を全体的な計画に基づき作成しているか。</p>	<p>(1) 市条例第15条  (2) 保育所保育指針第3章2(1)ウ  (3) 雇児保発第0329001号通知  (4) 子保発0401第2号通知</p>	<p>(1) 食事の提供を含む食育の計画を作成し、保育の計画に位置づけていない。</p>	B
(2) 食事計画と献立業務 ア 食事計画	<p>1 食事計画とは、子どもの発育・発達状況、栄養状態、生活状況等について把握し、提供する食事の量と質についての計画である。</p>	<p>1 食事摂取基準を活用した食事計画を策定しているか。</p>	<p>(1) 市条例第15条  (2) 子発0331第1号通知  (3) 子母発0331第1号通知  (4) 食事による栄養摂取量の基準</p>	<p>(1) 食事摂取基準を活用した食事計画を策定していない。</p>	B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>2 子どもの性、年齢、発育・発達状況、栄養状態、生活状況等を把握・評価し、提供することが適切なエネルギー及び栄養素の量（以下「給与栄養量」という。）の目標を設定するよう努めること。          昼食など1日のうち特定の食事を提供する場合には、対象となる園児の生活状況や栄養摂取状況を把握、評価した上で、1日全体の食事に占める特定の食事から摂取されることが適当とされる給与栄養量の割合を勘案し、その目標を設定するよう努めること。</p> <p>3 献立作成、調理、盛りつけ・配膳、喫食等各場面を通して関係する職員が多岐にわたることから、定期的に施設長を含む関係職員による情報の共有を図るとともに、常に施設全体で、食事計画・評価を通して食事の提供に係る業務の改善に努めること。</p>	<p>1 給与栄養量の目標を設定しているか。</p> <p>1 定期的に施設長を含む関係職員が参加の上、給食(献立)会議等による情報の共有を図っているか。</p>	<p>(1) 市条例第15条 (2) 子発0331第1号通知 (3) 子母発0331第1号通知</p> <p>(1) 子母発0331第1号通知</p>	<p>(1) 給与栄養量の目標を設定していない。</p> <p>(1) 定期的に施設長を含む関係職員参加の上、給食(献立)会議による情報の共有を図っていない。</p>	<p>B</p> <p>B</p>
イ 献立の作成	<p>児童の食に関する嗜好や体験が広がりかつ深まるよう、季節感や地域性等を考慮し、品質が良く、多様な食品や料理の組み合わせにも配慮すべきであり、簡易な食事の提供は認められない。簡易な食事の提供とは、米飯の外注・既製品の多用・副食の一部外注のほか、パンと牛乳・カップラーメンなどの調理の手間を省いている食事をいう。          献立作成に当たっては、子どもの咀嚼や嚥下機能、食具使用の発達状況等を観察し、その発達を促すことができるよう、食品の種類や調理方法に配慮すること。</p> <p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3歳未満、3歳以上児の区分がある。</li> <li>・ 2週間周期以上の献立となっている。</li> <li>・ 誕生会、行事食等が盛り込まれている。</li> <li>・ 四季に応じた食品が使用されている。</li> </ul>	<p>1 献立表を適正に作成しているか。</p>	<p>(1) 市条例第15条 (2) 子発0331第1号通知 (3) 子母発0331第1号通知 (4) 市特定給食施設指導実施要綱</p>	<p>(1) 献立表を作成していない。 (2) 予定献立の記載内容が不適当である。 (3) 責任者の関与がない。 (4) 簡易な食事の提供の回数が著しく多い、又は継続している。 (5) 献立が季節感などを考慮した変化に富む内容になっていない。 (6) 既製品（インスタント食品・市販の調理済み製品等）の使用 (7) が随所にみられる。 おやつが甘味品・菓子類に偏っている。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>
ウ 食品の管理	<p>献立表で計画されたメニューを可能な限り正確に実施するには、日々食数を把握し、必要量を購入することになる。そして、食品購入（の手續き）受払等は、適切に管理、把握しなければならない。給食規模の大小にかかわらず、発注・払出は伝票等により把握すること。</p>	<p>1 あらかじめ作成された献立に従って食品を購入しているか。</p> <p>2 発注書・納品書を整理、保存しているか。</p>	<p>(1) 市条例第15条、第18条 (2) 児発第471号通知別紙1-2(2)第2[共通事項](3) (3) 社援施第65号通知 (4) 市特定給食施設指導実施要綱</p>	<p>(1) 正当な理由なく変更している。 (2) る。 数量に大幅な違いがみられる。</p> <p>(1) 発注書・納品書がない、又は不十分である。 (2) 発注に当たって責任者の関与がない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p>

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 食事の提供 ア 献立に基づく提供	調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。 また、献立に基づき食事の提供を行う。	3 納品時に食品材料の検収を行っているか。  4 在庫食品の受払処理は適正か。		(1) 食品材料の検収を全く行っていない。  (1) 在庫食品の受払を把握していない、又は不十分である。	C  B
イ 児童の状況に応じた配慮	1 一人一人の子どもの生活リズム、発達過程、保育時間などに応じて、活動内容のバランスや調和を図りながら、適切な食事が取れるようにすること。 体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。  2 <乳児> 乳児の食事は、個人差に応じて授乳を行い、離乳を進めていく中で、様々な食品に少しずつ慣れ、食べることを楽しめるよう配慮すること。 健康な心と体を育てるためには望ましい食習慣の形成が重要であることを踏まえ、離乳食が完了期へと徐々に移行する中で、様々な食品に慣れるようにするとともに、和やかな雰囲気の中で食べる喜びや楽しさを味わい、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。 乳児保育に関わる職員間の連携や嘱託医との連携を図り、保育所保育指針第3章に示す事項を踏まえ、適切に対応すること。栄養士及び看護師等が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を図ること。	1 児童の状況に応じた配慮をしているか。    2 乳児及び1歳以上3歳未満児に対する配慮をしているか。	(1) 市条例第15条 (2) 児発第471号通知別紙1-2(2)イ(イ)④、第3章2(2)ウ    (1) 市条例第15条 (2) 児発第471号通知別紙1-2(2)第2[共通事項](4)    (1) 市条例第15条 (2) 児発第471号通知別紙1-2(2)第2[共通事項](5) (3) 保育所保育指針第2章1(2)ア(イ)①③、(ウ)②、1(3)ウ、2(2)ア(イ)②④、(ウ)②④ (4) 子発0331第1号通知 (5) 食事による栄養摂取の基準	(1) 正当な理由なく、献立に従って食事を提供していない。  (1) 食事の提供に関する記録を作成していない。 (2) 実施献立の記載内容が不十分である。  (1) 児童の状況に応じた配慮を行っていない。 (2) 児童の状況に応じた配慮が不十分である。    (1) 乳児及び1歳以上3歳未満児に対する配慮を行っていない。 (2) 乳児及び1歳以上3歳未満児に対する配慮が不十分である。	C  C B  C B  C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
ウ 食事の中止等	<p>＜1歳以上3歳未満児＞ 1歳以上3歳未満児の食事は、一人一人の状態に応じ、落ち着いた雰囲気の中で行うようにし、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重すること。また、基本的な生活習慣の形成に当たっては、家庭での生活経験に配慮し、家庭との適切な連携の下で行うようにすること。 健康な心と体を育てるためには望ましい食習慣の形成が重要であることを踏まえ、ゆったりとした雰囲気の中で食べる喜びや楽しさを味わい、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。</p> <p>参考：「授乳・離乳の支援ガイド」（厚生労働省）</p> <p>3 子どもの健康と安全の向上に資する観点から、子どもの食物アレルギー等に配慮した食事の提供を行うとともに、食物アレルギー対策に取り組み、食物アレルギーを有する子どもの生活がより一層、安心・安全なものとなるよう誤配および誤食等の発生予防に努めること。 状況を把握するとともに、平素より危機管理体制を構築しておくこと。</p> <p>アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。また、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、当該保育所の体制構築など、安全な環境の整備を行うこと。看護師や栄養士等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。</p> <p>参考：「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（厚生労働省）</p> <p>食事は主食、副食及び間食を毎日提供する必要がある。理由なく、園外保育や愛情弁当と称して、保護者全員の同意が得られないまま食事を提供しないことは、一種の保護者負担を強要することである。 なお、食事の中止等の理由とは、 (1) 感染症の発生に伴う保健所の指示 (2) 調理室の改築・修繕等 (3) 非常災害等で給食することが不可能などである。</p>	<p>3 食物アレルギーへの対応を適切に行っているか。</p> <p>1 施設の都合で中止していないか。</p> <p>2 間食を提供しているか。</p> <p>3 その他不適正な事項はないか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第2章1(2)ア(ウ)②、第2章2(2)ア(ウ)②、第3章1(3)ウ、第3章2(2)ウ (2) 子発0331第1号通知</p> <p>(1) 市条例第15条 (2) 保育所保育指針第1章2(2)イ(イ)④、第2章3(2)ア(イ)⑤</p> <p>(1) 子母発0331第1号通知</p>	<p>(1) 食物アレルギーへの対応を適切に行っていない。 (2) 食物アレルギーへの対応が不十分である。</p> <p>(1) 食事の提供を中止している。</p> <p>(1) 間食を提供していない。</p> <p>(1) その他不適正な事項がある。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p>



項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(4) 衛生管理	<p>食品衛生法等の改正により、営業以外の場合で学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する施設（以下「集団給食施設」という。）は、令和3年6月1日から、HACCPに沿った衛生管理を実施すること及び食品衛生責任者を選任することとされている。</p> <p>※ HACCPに沿った衛生管理について 「大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年3月24日付け衛食第85号別添（最終改正：平成29年6月16日付け生食発0616第1号）」は、HACCPの概念に基づき策定されていることから、既にこれに従って衛生管理を実施している場合は、新たな対応は生じない。 これまで「大量調理施設衛生管理マニュアル」を活用していない中小規模等の集団給食施設においては、関係業界団体等が作成し、厚生労働省が内容を確認した手引書（「小規模な一般飲食店向けや旅館・ホテル向けの手引書」等（厚生労働省ホームページ「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書」に掲載）を参考にして、HACCPに沿った衛生管理を実施することも可能とされている。 （参考）薬生食監発0805第3号通知</p>				
ア 検便	<p>食事の提供で最も留意しなければならないことは、衛生上の安全対策であり、調理や調乳を行う者については、施設における衛生管理及び食中毒予防を徹底しなければならない。特に、赤痢、サルモネラやO157等の感染症・食中毒の予防は極めて重要であり、調理従事者及び調乳担当者については、月1回以上の検便を実施すること。また、雇入れの際及び調理又は調乳業務への配置換えの際の検便を適切に実施し、検便結果を確認した上で調理又は調乳業務に従事させること。 検便検査には、腸管出血性大腸菌の検査を含めることとし、10月から3月までの間には月に1回以上又は必要に応じてノロウイルスの検便検査に努めること。</p>	<p>1 調理従事者・調乳担当者の検便を適切に行っているか。 （雇入れの際及び調理又は調乳業務への配置替えについても同様にしているか。）</p> <p>2 検便の検査結果を適切に保管しているか。</p>	<p>(1) 市条例第16条第4項 (2) 事務取扱要綱7(3) (3) 労働安全衛生規則第47条 (4) 食品衛生法第51条、第68条 (5) 食品衛生法施行規則第66条の2、別表第17 (6) 子母発0331第1号通知 (7) 薬生食監発0805第3号通知 (8) 雇児総発第36号通知 (9) 社援施第65号通知 (10) 社援施第97号通知 (11) 児発第470号通知 (12) 雇児発第0120001号通知</p> <p>(1) 市条例第18条 (2) 労働安全衛生規則第51条 (3) 食品衛生法施行規則第66条の2、別表第17 (4) 社援施第65号通知</p>	<p>(1) 調理従事者・調乳担当者の検便を適切に行っていない。 (2) その他不適切事項がある。 （検査項目不足等）</p> <p>(1) 検査結果を適切に保管していない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
イ 調理従事者の健康チェック及び調理設備の点検	<p>調理従事者及び調乳担当者は、食品衛生上必要な健康状態の把握に留意し、下痢、嘔吐、発熱などの症状があった時、手指等に化膿創があった時は調理作業に従事しないこと。下痢又は嘔吐等の症状がある調理従事者及び調乳担当者については、直ちに医療機関を受診し、感染性疾患の有無を確認すること。</p> <p>調理室、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じること。</p> <p>健康チェック・衛生管理の自主点検の記録をしておくこと。</p>	<p>1 調理従事者及び調乳担当者の健康チェックを毎日行い記録しているか。</p> <p>2 調理室、食材等の衛生管理は適切か。</p>	<p>(1) 市条例第18条 (2) 食品衛生法第51条、第68条 (3) 食品衛生法施行令第34条の2 (4) 食品衛生法施行規則第66条の2、第66条の3、別表第17、別表第18 (5) 薬生食監発0805第3号通知 (6) 雇児総発第36号通知 (7) 社援施第65号通知</p> <p>(1) 市条例第5条第3項、第14条 (2) 食品衛生法第51条、第68条 (3) 食品衛生法施行令第34条の2 (4) 食品衛生法施行規則第66条の2、第66条の3、別表第17、別表第18 (5) 薬生食監発0805第3号通知 (6) 雇児総発第36号通知 (7) 社援施第65号通知 (8) 児発第669号通知 (9) 平成9年社援施第117号通知</p>	<p>(1) 調理従事者及び調乳担当者の健康チェックを行っていない（下痢、嘔吐、発熱、手指の傷、化膿創等）。</p> <p>(2) 調理従事者・調乳担当者の健康チェックが不十分である。</p> <p>(1) 調理室の衛生管理が不適切である。</p> <p>(2) 食材及び食器等の洗浄及び保管が不適切である。</p> <p>(3) 衛生管理の自主点検を行い、記録していない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p>
ウ 食中毒事故対策	<p>1 食中毒事故の発生防止については、新鮮な食品の入手、適温管理をはじめ、特に調理、盛りつけ時の衛生（なま物はなるべく避け、加熱を十分行う、盛りつけは手で行わない等）には十分留意すること。また、調理後はなるべく速やかに喫食させるようにし、やむを得ない場合は冷蔵保存等に努めること。</p> <p>食中毒の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つこと。</p> <p>施設内外の適切な環境の維持に努めるとともに子供及び全職員が、清潔を保つようにすること。また、職員は衛生知識の向上に努めること。</p> <p>2 検食を食事提供前に行い、異味、異臭その他の異常が感じられる場合には、直ちに食事の提供を中止するなどの措置を講ずること。</p> <p>3 万一、食中毒事故が発生した場合、あるいはその疑いが生じた場合には医師の診察を受けるとともに、速やかに最寄りの保健所に連絡を取り指示を仰ぐなどの措置を取り、事故の拡大を最小限にとどめるように徹底すること。</p>	<p>1 食中毒事故の発生予防を行っているか。</p> <p>1 検食を適切に行っているか。</p> <p>1 食中毒事故が発生した場合の事後対策がとられているか。</p>	<p>(1) 市条例第14条 (2) 食品衛生法第51条、第68条 (3) 食品衛生法施行令第34条の2 (4) 食品衛生法施行規則第66条の2、第66条の3、別表第17、別表第18 (5) 保育所保育指針第3章3 (1) (6) 薬生食監発0805第3号通知 (7) 社援施第65号通知 (8) 雇児発第0120001号通知</p> <p>(1) 市条例第18条 (2) 雇児総発第0307001号通知</p> <p>(1) 保育所保育指針第3章3(1) (2) 社援施第97号通知 (3) 雇児発第0222001号通知 (4) 児企第26号通知</p>	<p>(1) 食中毒事故の発生予防を行っていない。</p> <p>(2) 食中毒事故の発生予防が不十分である。</p> <p>(1) 検食を行っていない。</p> <p>(2) 検食の実施方法が不適切である。</p> <p>(3) 検食の記録を作成していない。</p> <p>(1) 食中毒事故が発生した場合の事後対策がとられていない。</p> <p>(2) 食中毒事故が発生した場合の事後対策が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(5) 営業の届出 (集団給食施設) ア 営業の届出 (集団給食施設)	4 食中毒事故の原因究明のため、検査用保存食を保存すること。原材料及び調理済み食品を食品ごとに50g程度ずつ清潔容器(ビニール袋等)に密封して入れ、-20℃以下で2週間以上保存すること。原材料は、特に洗浄、殺菌等を行わず、購入した状態で保存すること。	1 検査用保存食を適切に保存しているか。	(1) 平成8年社援施第117号通知 (2) 社援施第65号通知 (3) 雇児総発第36号通知	(1) 検査用保存食を保存していない。 (2) 検査用保存食の保存方法・保存期間等が一部不適切である。	C B
	集団給食施設の設置者又は管理者は、施設の所在地、名称等について、施設の所在地を管轄する保健所等に届け出なければならない(令和3年6月1日時点で現に稼働している集団給食施設については、令和3年11月30日までに届け出なければならない。)。 なお、調理業務を外部事業者へ委託する場合、施設の調理場を使用するか否かにかかわらず、受託事業者は通常の営業と同様に飲食店営業の許可を受ける必要がある。	1 営業の届出をしているか。	(1) 食品衛生法第57条、第68条 (2) 食品衛生法施行規則第70条 (3) の2 薬生食監発0805第3号通知	(1) 営業の届出をしていない。	B
	イ 食品衛生責任者の選任 集団給食施設の設置者又は管理者は、食品衛生責任者を定めること。 食品衛生責任者には、医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、栄養士等のほか、都道府県知事等が行う講習会又は都道府県知事等が適正と認める講習会を受講した者を当てることが可能。	1 食品衛生責任者を選任しているか。	(1) 食品衛生法施行規則第66条の2、別表第17 (2) 薬生食監発0805第3号通知	(1) 食品衛生責任者を選任していない。	B
ウ 栄養管理報告 特定給食施設(特定かつ多数の者に対して継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設)の管理者は、毎年5月及び11月に実施した給食について、栄養管理報告を行わなければならない。特定給食施設に該当しない給食施設についても、特定給食施設に準じて報告するよう努めること。	1 栄養管理報告を行っているか。	(1) 健康増進法施行細則第6条 (2) 市特定給食施設指導実施要綱	(1) 栄養管理報告を行っていない。	B	
(6) 調理業務委託 調理業務については、保育所が責任を持って行えるよう施設の職員により行われることが原則であり、望ましい。 しかしながら、施設の管理者が業務上必要な注意を果たし得るような体制及び契約内容により、施設職員による調理と同様な食事の質が確保される場合には、保育内容の確保につながるよう十分配慮しつつ、当該業務を第三者に委託することは差し支えない。 なお、栄養面での配慮とは、保育所や保健所、区市町村等の栄養士により、献立等について栄養面での指導を受けられる体制にあることをいう。	1 施設職員による調理と同様な食事の質が確保されているか。 2 施設内の調理室を使用して調理させているか。 3 栄養面での配慮がされているか。	(1) 児発第471号通知別紙1-2(2)第2[共通事項](7) (2) 児発第86号通知	(1) 食事の質が確保されていない。 (1) 施設内の調理室を使用して調理していない。 (1) 栄養面での配慮がされていない。	C C C	

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(7) 調理について	<p>児童福祉施設（助産施設を除く）は、入所者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法により行うことが原則である。</p>	<p>4 施設は、児発第86号通知で示されている業務を行っているか。</p> <p>5 受託業者は児発第86号通知で示されている要件を満たしているか。</p> <p>6 契約内容は児発第86号通知で示されている要件を満たしているか。</p> <p>1 当該施設内で調理しているか。</p> <p>2 当該保育所の管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を払うことができる体制を確立し、調理業務の受託者との契約内容を確保しているか。</p> <p>3 当該保育所又は他の施設、保健所、市の栄養士により献立等について栄養の観点からの指導を受ける等、必要な配慮が行われているか。</p> <p>4 調理業務を受託する者が当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー等への配慮、必要な栄養素量の給与等に適切に対応できる者であるか。</p>	<p>(1) 市条例第15条 (2) 雇児発0601第4号通知</p>	<p>(1) 施設が行う業務を行っていない。 (2) 施設が行う業務が不十分である。</p> <p>(1) 要件を満たしていない。</p> <p>(1) 要件を満たしていない。</p> <p>(1) 当該施設内で調理していない。</p> <p>(1) 体制及び契約内容を確保していない。</p> <p>(1) 栄養士による必要な配慮が行われていない。</p> <p>(1) 給食の趣旨を十分に認識し、調理業務を適切に遂行できる能力を有していない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
3 健康・安全の状況	<p>子どもの健康及び安全は、子どもの生命の保持と健やかな生活の基本であり、保育所においては、一人一人の子どもの健康の保持及び増進並びに安全の確保とともに、保育所の子どもの集団全体の健康及び安全の確保に努めることが重要となる。</p> <p>また、子どもが、自らの体や健康に関心を持ち、心身の機能を高めていくことが大切である。</p>		<p>(1) 保育所保育指針第3章</p>		

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(1) 保健計画	子どもの健康に関する保健計画を全体的な計画に基づいて作成し、全職員がそのねらいや内容を踏まえ、一人一人の子どもの健康の保持及び増進に努めていくこと。	1 保健計画を作成しているか。	(1) 保育所保育指針第3章1(2)ア	(1) 保健計画を作成していない。	B
(2) 児童健康診断	児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。）の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。	1 入所時の健康診断を行っているか。	(1) 市条例第16条 (2) 学校保健安全法第11条 (3) 保育所保育指針第3章1(2)イ	(1) 入所時の健康診断を行っていない。	C
		2 健康診断を年2回行っているか。	(1) 市条例第16条 (2) 学校保健安全法第13条 (3) 保育所保育指針第3章1(2)イ	(1) 健康診断を年2回行っていない。	C
		3 実施時期・方法等は適切か。 ・未実施児対策は十分か。	(1) 市条例第16条 (2) 学校保健安全法第17条 (3) 学校保健安全法施行令 (4) 学校保健安全法施行規則	(1) 実施時期・方法等が不適切である。	B
	子どもの心身の健康状態や疾病等の把握のために、嘱託医等により定期的に健康診断を行い、その結果を記録し、活用するとともに、保護者に連絡し、保護者が子どもの状態を理解し、日常生活に活用できるようにすること。	4 記録を作成しているか。	(1) 市条例第16条、第18条 (2) 保育所保育指針第3章1(1)イ	(1) 児童の健康診断の実施状況とその結果を個人別に整理記録していない。 (2) 健康診断記録が不十分である。	C B
		5 保護者と健康診断結果について連絡をとっているか。	(1) 市条例第38条 (2) 保育所保育指針第3章1(2)イ	(1) 保護者と連絡をとっていない。 (2) い。保護者との連絡が不十分である。	C B
(3) 健康状態の把握	1 一人一人の子どもの平常の健康状態や発育及び発達状態を的確に把握し、異常を感じる場合は、速やかに適切に対応すること。 保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの状態を観察し、何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合には、保護者に連絡するとともに、嘱託医と相談するなど適切な対応を図ること。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。	1 日々の健康状態を観察しているか。	(1) 保育所保育指針第1章2(2)ア(イ)①、第3章1(1)イ	(1) 日々の健康状態を観察していない。 (2) 日々の健康状態の観察が不十分である。	C B
		2 必要に応じ、保護者に連絡をしているか。	(1) 市条例第38条 (2) 保育所保育指針第3章1(1)イ	(1) 保護者と連絡をとっていない。 (2) い。保護者との連絡が不十分である。	C B
	2 子どもの心身の状態に応じて保育するために、子どもの健康状態並びに発育及び発達状態について、定期的、継続的に、また、必要に応じて随時把握すること。	2 身長、体重等の測定を定期的1に行っているか。	(1) 保育所保育指針第3章1(1)ア	(1) 身長、体重等の測定を定期的に行っていない。	B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(4) 虐待等への対応	<p>子どもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、区市町村や関係機関（嘱託医、児童相談所、福祉事務所、児童委員、保健所等）と連携し、児童福祉法第25条に基づき、適切な対応を図ること。</p> <p>また、虐待が疑われる場合には、速やかに児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。</p> <p>また、長は、入所者に対する虐待事案の早期発見及び防止に努めるため、職員に対し虐待防止研修を実施するなど、必要な措置を講じること。</p>	<p>1 児童虐待の早期発見に努めているか。</p> <p>2 虐待が疑われる場合や不適切な養育の兆候が見られる場合に、適切な対応しているか。</p> <p>3 虐待防止研修を実施するなど、必要な措置を講じているか。</p>	<p>(1) 市条例第12条第2項 (2) 児童虐待の防止等に関する法律第5条 (3) 保育所保育指針第3章1(1)ウ、第4章2(3)イ</p> <p>(1) 児童福祉法第25条 (2) 児童虐待の防止等に関する法律第6条 (3) 保育所保育指針第3章1(1)ウ、第4章2(3)イ (4) ウ、第4章2(3)イ (5) 子発0228第2号通知 (6) 子発0228第3号通知</p> <p>(1) 市条例第12条第2項</p>	<p>(1) 早期発見に努めていない。</p> <p>(1) 適切に対応していない。 (2) 関係機関との連携が図られていない。</p> <p>(1) 虐待防止研修等必要な措置を講じていない。</p>	<p>C</p> <p>C C</p> <p>C</p>
(5) 疾病等への対応 ア 体調不良・傷害	<p>保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行う。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図る。</p>	<p>1 体調不良等への対処を適切に行っているか。</p>	<p>(1) 市条例第14条、第38条 (2) 保育所保育指針第3章1(3)ア (3) 雇児発第0222001号通知</p>	<p>(1) 急な病気等への対処を適正に行っていない。</p>	<p>C</p>
イ 感染症等	<p>感染症及び食中毒の発生又はまん延を防止するため、必要な措置を講じるよう努めなければならない。</p> <p>(感染症予防対策の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・タオル、コップ等を共用していないか。</li> <li>・食事の直前及び排便又は排便の世話をした直後は、石鹸を使って流水で十分に手指を洗っているか。</li> <li>・ビニールプール等で水遊びをする際に、下痢気味の児童等を水に入れていないか。</li> </ul> <p>参考：保育所における感染症対策ガイドライン（厚生労働省）</p> <p>感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、区市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、予防等について協力を求めること。また、感染症に関する保育所の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。看護師や栄養士が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。</p>	<p>1 感染症の予防対策を講じているか。</p> <p>2 入所前の既往歴及び予防接種等の状況を把握しているか。</p> <p>3 感染症発生時にまん延防止対策を講じているか。 再発防止対策に、園全体で取り組んでいるか。</p> <p>4 感染症発生時には、速やかに地域の医療機関と連携し、また保健所等へ報告しているか。</p>	<p>(1) 市条例第14条 (2) 保育所保育指針第3章1(3)イ (3) 雇児発第0222001号通知</p> <p>(1) 保育所保育指針第3章1(3)</p> <p>(1) 市条例第14条第2項 (2) 保育所保育指針第3章1(3) (3) 雇児発第0222001号通知</p> <p>(1) 雇児発第0222001号通知</p>	<p>(1) 感染症予防対策を講じていない。 (2) 感染症予防対策が不十分である。</p> <p>(1) 入所前の既往歴及び予防接種等の状況を把握していない、又は不十分である。</p> <p>(1) まん延防止対策を講じていない。 (2) まん延防止対策が不十分である。</p> <p>(1) 連携・報告が行われていない、又は不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p>

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
ウ アレルギー疾患	<p>アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。また、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、保育所の体制構築など、安全な環境の整備を行うこと。看護師や栄養士等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。</p> <p>(対策例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活管理指導表により、保護者等と情報を共有する。</li> <li>生活管理指導表に基づいた対応について、保育士等が保護者と面談を行い、相互の連携を図る。</li> <li>誤食事故は、注意を払っていても、日常的に発生する可能性があることを踏まえ、食器の色を変える、座席を固定する、食事中に保育士等が個別的な対応を行うことができるようにする等の環境面における対策を行う。</li> </ul> <p>参考：保育所保育指針 第3章1(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人的エラーの対策としては、食事内容を記載した配膳カードを作成し、食物アレルギーを有する子供の調理、配膳、食事の提供までの間に2重、3重のチェック体制をとること、食物アレルギーを有する子供の食器の色などを変えて注意喚起することなどが挙げられる。</li> </ul> <p>参考：「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(平成31年4月 厚生労働省) 参考：「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月 内閣府)</p>	<p>1 アレルギー疾患への対応を適切に行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活管理指導表等により、保護者等と情報を共有しているか。</li> <li>食器の色を変える、座席を固定する、食事中に保育士等が個別的な対応をとる等、安全性を最優先とした対策がとられているか。</li> <li>全職員を含め、関係者の共通理解の下で、組織的に対応しているか。</li> </ul> <p>施設長、調理員や栄養士等の専門職、保育士等が子供の現状を把握し、保護者と面談等を行い、相互の共通理解及び連携を図っているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第3章1(3)ウ、3(2)ア、イ (2) 児発第471号通知別紙1-2(2) (3) 第1-1[保育所](5) (4) 児発第418号通知 雇児総発第402号通知</p>	<p>(1) アレルギー疾患への対応を適切に行っていない。 (2) アレルギー疾患への対応が不十分である。</p>	<p>C B</p>
(6) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止	<p>乳児は、疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことから、一人一人の発育及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行うこと。</p> <p>乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防及び睡眠中の事故防止の観点から、医学上の理由を除いてうつぶせ寝を避け、仰向けに寝かせ、睡眠中の児童の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察するなどの基本事項を順守すること。</p> <p>1歳以上であっても子供の発達状況により、仰向けに寝かせること。また、預かり始めの子供については特に注意し、きめ細かな見守りが重要である。</p>	<p>1 乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防及び睡眠中の事故防止対策を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童の顔が見える仰向けに寝かせる、児童の顔色・呼吸の状態をきめ細かく観察する、厚着をさせすぎない、職員がそばで見守る等、睡眠中の事故防止対策が講じられているか。</li> </ul>	<p>(1) 保育所保育指針第2章1(3)ア、第3章1(3)イ、3(2) (2) ア、イ 児発第471号通知別紙1-2(2) (3) 第1-1[保育所](5)、第2[共通事項](2) (4) 児発第418号通知 雇児総発第402号通知</p>	<p>(1) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策を講じていない。 (2) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策が不十分である。</p>	<p>C B</p>

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>(対策例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童の顔が見える仰向けに寝かせる。</li> <li>・ 照明は、児童の顔色が観察できる程度の明るさを保つ。</li> <li>・ 児童の顔色、呼吸の状態をきめ細かく観察する。 (0歳児は5分に1回、1～2歳児は10分に1回が望ましい。)</li> <li>・ 睡眠前には口の中に異物等がないかを確認する。</li> <li>・ 柔らかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。</li> <li>・ ヒモ及びヒモ状のものをそばに置かない。</li> <li>・ 厚着をさせすぎない。暖房を効かせすぎない。</li> <li>・ 必ず大人が見ていること。(子供から目を離さない、子供全員が見える位置につく、死角を作らない。)</li> <li>・ 児童のそばを離れない。機器の使用の有無にかかわらず、必ず職員がそばで見守る。子供を1人にしない。(子供だけにしない。)</li> <li>・ 保育室内は禁煙とする。</li> <li>・ 日々、個々の体調確認の徹底(個々の既往歴、朝の受け入れ時の情報、連絡帳等保護者からの情報、日中の活動の様子や食事の様子など職員同士の情報共有等)</li> </ul> <p>参考：「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」からの注意喚起について (平成29年12月18日付内閣府子ども子育て本部参事官付・文部科学省初等中等教育局幼児教育課・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)</p> <p>参考：「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」 (平成28年3月内閣府)</p> <p>参考：「八王子市幼児教育・保育施設における子どもの安全・安心マニュアル」 (令和4年8月改訂)</p>	<p>2 睡眠時チェック表を作成しているか。</p>	<p>(1) 市条例第18条 (2) 保育所保育指針第3章3(2)ア、イ (3) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1〔保育所〕(5)、第(4)2〔共通事項〕(2) (5) 児発第418号通知 雇児総発第402号通知</p>	<p>(1) 睡眠時チェック表を作成していない。 (2) 睡眠時チェック表の記録が不十分である。</p>	<p>C B</p>



項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(7) 児童の安全確保 ア 事故防止	<p>1 保育中の事故防止のために、子供の心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。</p> <p>事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中、送迎等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子供の主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。</p> <p>(対策例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険な場所、設備等を把握しているか。</li> <li>・窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を定期的実施する。</li> <li>・施設・事業者は、あらかじめ点検項目を明確にし、定期的に点検を実施した上で、文書として記録するとともに、その結果に基づいて、問題のある箇所の改善を行い、またその結果を職員に周知して情報の共有化を図る。</li> </ul> <p>参考：「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」 (平成28年3月 内閣府)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の食事に関する情報（咀嚼や嚥下機能を含む発達等）や当日の子供の健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去する。</li> <li>・過去に、誤嚥、窒息などの事故が起きた食材は、誤嚥を引き起こす可能性について保護者に説明し、使用しないことが望ましい。</li> <li>・クリスマスや年末年始、節分等の行事の際は、普段とは異なる内容・形態にて食事等の提供がなされていることを踏まえ、事故防止に万全を期すこと。</li> </ul> <p>参考：「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」 (平成28年3月 内閣府) 「食品の誤嚥による子どもの窒息事故の予防に向けた注意喚起について」 (令和3年12月17日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)</p>	<p>1 児童の事故防止に配慮しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子供の心身の状態等を踏まえつつ、年齢、場所、活動内容等に留意し、事故の発生防止に取り組んでいるか。</li> <li>・事故発生の防止のための指針の整備等を行っているか。</li> </ul> <p>2 子供の食事に関する情報等を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去しているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第1章1(4)イ、2(2)ア(イ)②、第3章3(2)ア、イ</p> <p>(2) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](5)</p> <p>(3) 児発第418号通知</p> <p>(4) 雇児総発第402号通知</p> <p>(1) 保育所保育指針第3章3(2)ア、イ</p> <p>(2) 児発第417号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](5)</p> <p>(3) 児発第418号通知</p> <p>(4) 雇児総発第402号通知</p>	<p>(1) 児童の事故防止に配慮していない。</p> <p>(2) 児童の事故防止に対する配慮が不十分である。</p> <p>(1) 窒息のリスクとなるものを除去していない。</p> <p>(2) 窒息のリスクとなるものの除去が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<ul style="list-style-type: none"> <li>園外保育時は携帯電話等による連絡体制を確保し、複数の保育士等が対応する。</li> <li>職員は子供の列の前後（加えて人数に応じて列の中）を歩く、交差点等で待機する際には車道から離れた位置に待機する等のルールを決めて移動する。</li> <li>散歩等の園外活動の前後等、場面の切り替わりにおける子どもの人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等して徹底すること。</li> <li>目的地への到着時や出発時、帰園後の子供の人数確認等の迷子・置き去り防止を行う。</li> <li>散歩の経路等について、交通量や危険箇所等の点検を行う。</li> <li>目的地や経路について事前に安全の確認を行い、職員間で情報を共有するとともに、園外活動時の職員体制とその役割分担、緊急事態が発生した場合の連絡方法等について検討し、必要な対策を実施する。</li> </ul> <p>・プール、水遊びを行う場合は、適切な監視・指導体制の確保と緊急時への備えを徹底する。</p> <p>・プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置する。</p> <p>参考：「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（平成28年3月 内閣府）</p> <p>2 児童の登降園は、送迎時における児童の安全確保上、原則として保護者が行うべきことを保護者に徹底する必要がある。また、外部からの人の出入りを確認するとともに、保護者以外の者が迎えに来る場合は、原則としてその都度職員が保護者に確認する必要がある。</p> <p>3 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼等により、児童の所在を確認しなければならない。</p>	<p>3 園外保育時に複数の職員（うち1人以上は常勤保育士）が対応しているか。</p> <p>4 プール活動等を行う場合は、水の外で監視に専念する職員を配置しているか。</p> <p>1 児童の送迎は保護者等が行うよう周知を徹底しているか。</p> <p>1 自動車への乗降車の際に、児童の所在を確認しているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第3章3(2)ア、イ (2) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所] (5) (3) 児発第418号通知 (4) 雇児総発第402号通知</p> <p>(1) 保育所保育指針第3章3(2)ア、イ (2) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所] (5) (3) 雇児総発第418号通知 (4) 雇児総発第402号通知 (5) 府子本第679号通知</p> <p>(1) 保育所保育指針第3章3(2)ア、イ、ウ (2) 雇児総発第402号通知別添-2-1[職員の共通理解と所内体制]及び[保育所・障害児通園施設の通所時における安全確保]</p> <p>(1) 市条例第7条の3</p>	<p>(1) 園外保育時に複数の職員（うち1人以上は常勤保育士）が対応していない。 (2) 園外保育時における複数の職員（うち1人以上は常勤保育士）の対応が不十分である。</p> <p>(1) 監視に専念する職員を配置していない。 (2) 監視に専念する職員の配置が不十分である。</p> <p>(1) 周知していない。 (2) 周知が不十分である。</p> <p>(1) 自動車への乗降車の際に、児童の所在確認をしていない。 (2) 自動車への乗降車の際に、児童の所在確認が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
イ 事故発生時の対応	<p>1 事故により傷害等が発生した場合には、子供の状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子供のかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。看護師等が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を図ること。</p> <p>再発防止等に役立てるため、事故の経過及び対応を事故簿等に記録するとともに施設全体で振り返りを行い、速やかに再発防止策を講じること。</p> <p>保護者へは、緊急時には早急にまた簡潔に要点を伝え、事故原因等については、改めて具体的に説明すること。</p> <p>保育所における死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場合には、検証結果を踏まえた再発防止の措置を講じること。</p> <p>2 (1) 次に掲げる事故等が発生した場合には区市町村に報告すること。</p> <p>ア 死亡事故</p> <p>イ 意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）</p> <p>ウ 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病等を伴う重篤な事故等</p> <p>エ 感染症若しくは食中毒の発生又は発生が疑われる状況が生じ、次の（ア）から（ウ）に該当する場合</p> <p>（ア）同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合</p> <p>（イ）同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合</p> <p>（ウ）（ア）及び（イ）に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合</p> <p>オ 迷子、置き去り、連れ去り等が発生し又は発生しかけた場合</p> <p>カ その他、児童の生命又は心身に重大な被害が生じる事故に直結するような事案（児童への暴力やわいせつ行為等の事実があると思慮される事案を含む。）が発生した場合</p> <p>(2) 事故報告の第1報は原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて、追加の報告を行うこと。また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、作成され次第報告すること。</p>	<p>1 事故が発生した場合に適切に対応しているか。</p> <p>・事故の経過及び対応を事故簿等に記録しているか。</p> <p>1 報告対象となる事故を区市町村に速やかに報告しているか。</p>	<p>(1) 市条例第18条 (2) 保育所保育指針第3章1(3)ア (3) 児発第471号通知別紙1-2(2) (4) 第1-1[保育所](7) 重大事故の再発防止のための事後的な検証通知</p> <p>(1) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](5) (2) こ成安第142号通知</p>	<p>(1) 事故発生後の対応を適切に行っていない。 (2) 事故発生後の対応が不十分である。</p> <p>(1) 事故報告が行われていない。 (2) 事故報告が速やかに行われていない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>